

中学生ボランティア新聞 ふろく 公民館から地域へGO!

先生方へ
やまびこだより
No.151
今号の特集から

公民館と地域づくりへの思い

池田町公民館

ふるさとチャレンジ塾



ふるさちキャンプ



池田町にいる動物を見学

ふるさとチャレンジ塾で 夢を広げた先輩



いとうまさひと
伊藤将人 さん

長野大学環境ツーリズム学部 4年、信州池田
活性化プロジェクト「Maple Tree」代表、池
田つむぐプロジェクトメンバー、文部科学省ト
ピタテ！留学 JAPAN6 期生、池田町第6次
総合計画審議委員 (2018年～)



フリーペーパー
「いけだいろ」

地域活性化の活動では、課題を解決し、
いろんな人とのつながりが増えることが
とても楽しいです。日常で体験できない
ことを体験し、普段接することがない人
と接することができるのは「ふるさち」
のいいところ。視野を広げ、多様性を認
めることにつながると思います。

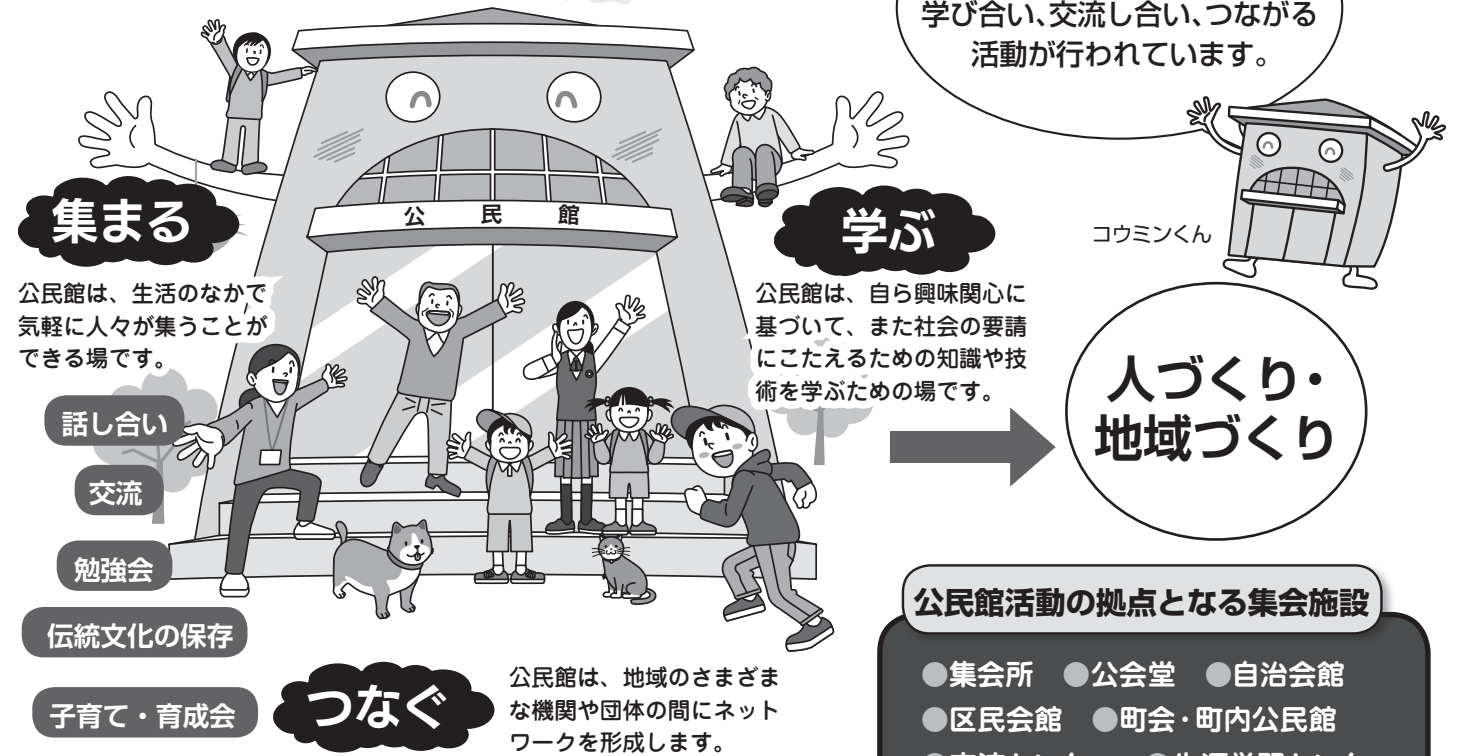
子どもの頃の楽しい体験が 地域に目を向けるきっかけに

池田町では、池田町公民館と池田町社会福祉協議会
が共催して「ふるさとチャレンジ塾」という全9回の、
池田町の児童・生徒を対象にした講座を開催しています。
平成8年から始まった企画は、当時、学校が週休2日にな
り始めた頃、地域で何かできないかと、公民館と社協が
手を取り合い始めました。公民館は「ふるさとの再発見」
を、社協は「福祉教育やボランティア等の体験の機会」を
目的にしています。

この「ふるさとチャレンジ塾」によって地域で学ぶ楽し
さに魅入られた一人に伊藤将人さんがいます。伊藤さん
は長野大学の4年生(取材時)で、平成29年はイギリスへ
留学、平成27年に池田町のフリーペーパー「いけだいろ」
を作成する団体「つむぐ」を作り、年4回発行、その他に
も多様な地域活動を各地域で行っています。

伊藤さんは「ふるさとチャレンジ塾が原体験」「地域で何
かをやるのがシンプルに好き」と言います。小学生の頃、
学校が嫌いで真面目に通っていなかったという伊藤さん
は、「ふるさとチャレンジ塾」が第三の居場所になってい
たと語り、参加者からボランティア、企画協力と姿を変
化させ、小学校から中学、高校、大学と関わりを続けて
きました。

公民館ってどんなところ？



集まる

公民館は、生活のなかで
気軽に人々が集うことが
できる場です。

話し合い

交流

勉強会

伝統文化の保存

子育て・育成会

つなぐ

公民館は、地域のさまざま
な機関や団体の間にネット
ワークを形成します。

学ぶ

公民館は、自ら興味関心
に基づいて、また社会の要請
にこたえるための知識や技
術を学ぶための場です。

人づくり・
地域づくり

公民館活動の拠点となる集会施設

- 集会所 ●公会堂 ●自治会館
- 区民会館 ●町会・町内公民館
- 交流センター ●生涯学習センター
- コミュニティセンター など

王滝村公民館

学社融合による人権学習 わくわく人権 みんなの樹業

大自然に囲まれた王滝村では、子どもたちが元気に走り回って
身体を使った、鬼ごっこやかくれんぼといった遊びはお手の
ものだろうと王滝村公民館の木下大輔さんは考えていました。し
かし、ある日、「鬼ごっこのルールが気に入らないから家に帰る！」
「つまらないから、家でゲームする！」という声が子どもたちから聞
こえてきて、「これは大変なことだ。みんなで考えよう」とわくわ
く人権 みんなの樹業」が始まりました。

この人権講座は大人も子どももひとりひとりの考えの違いや価
値に気づき、ひとりひとりを大切にすることをねらいに行ってい
ます。参加者は王滝村の小学生、中学生、先生が参加するのはもち
ろんのこと、警察駐在さんや住職さんをはじめ、村民の皆さんも参
加します。

「先生方のような立派な授業はできません。ただ、自分の考えを
伝え、他者の意見を聞く学習をしたいのです。主役は参加者一人
ひとり。私はコーディネートするだけです！」と木下さんは言いま
す。



こんなテーマで
人権について考えました

- うそをつく人は悪い人？
- 鬼はこわいもの？
- あってもいい違い？
あってはいけない違い？

「うれしかったこと」を1本の
「樹」にしました。



ふっころ
長野県社会福祉協議会
公民館キャラクター

協力：池田町公民館、王滝村公民館、長野県教育委員会文化財・生涯学習課 木下巨一さん、伊藤将人さん
参考：文部科学省 生涯学習政策局社会教育課発行「公民館」パンフレット

平成31年2月発行 発行：社会福祉法人 長野県社会福祉協議会 地域福祉部 地域福祉グループ
〒380-0928 長野市若里7-1-7 TEL.026-226-1882 FAX.026-228-0130
E-mail vcenter@nsyakyu.or.jp URL http://www.nsyakyu.or.jp/

特集のねらい

地域の一員、子どもと学校

地域に住まう人々と学校との関係は、
その地域や学校ごと様々です。コミュニテ
ィスクールの取り組みが進み、地域に開いた、
地域とともに学び合う学校も増えてきまし
た。学校と地域がつながる際に社会福祉
協議会や公民館などがコーディネートを行
うことや、学びの協力をしているところも
あります。

今回の特集では公民館に着目してみま
した。公民館は地域によって多様な活動
を展開しています。自分の暮らす地域の公
民館はどのような活動や取り組みを行っ
ているのか、地域を知るきっかけの一つと
してつながってみると豊かな関係が広がり、
子どもも大人もそこに暮らす地域の一員と
しての視点が深まるかもしれません。

地域で豊かに学ぶために

池田町では、池田町公民館と池田町社
会福祉協議会が共催して「ふるさとチャ
レンジ塾」という全9回の、池田町の児童・
生徒を対象にした講座を開催しています。
平成8(1996)年から始まった企画は、当時、
学校が週休2日になり始めた頃、地域で何
かできないかと、公民館と社協が手を取り
合い始めました。公民館は「ふるさとの
再発見」を、社協は「福祉教育やボランテ
ィア等の体験の機会」を目的にしています。

「ふるさとチャレンジ塾」によって地域で
学ぶ楽しさに魅せられた大学生の伊藤将
人さんは現在、仲間と共に池田町を活性
化するプロジェクトを立ち上げ、他にも多
様な地域活動を各地域で行っています。
「ふるさとチャレンジ塾」が地域づくり活動
の原点になったと伊藤さんは言います。

遊びが成り立たない子どもたち

王滝村公民館では、小中学生と先生、
地域の人とが一緒に人権について学ぶ
「わくわく人権 みんなの樹業」を開催して
います。この講座は大人も子どももそれぞ
れ考えの違いや価値に気づき、一人一人
を大切にすることがねらいです。公民館の
社会教育委員・木下大輔さんが、子ども
たちの中で遊びが成り立たない姿を知り、
「地域の大人も一緒に学ぶ場をつくりたい」
と学校に話をもちかけ、学社融合によ
る人権学習はスタートしました。

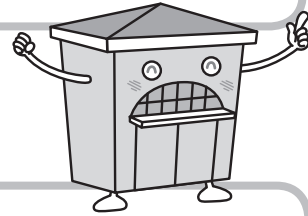
小学生や中学生で体験した「楽しい」こ
とや気持ちは大人になっても残ります。自
分の住まう地域で、その一員として地域の
ヒトやモノと関わることは、これから先の
人生をより豊かにする一歩になっていまし
た。

公民館とは？

参考：文部科学省 生涯学習政策局
社会教育課発行「公民館」パンフレットより

公民館の役割

公民館は、教育基本法や社会教育法により、日本の教育法体系の中に位置付けられた社会教育機関です。
地域住民のために社会教育を推進する拠点として中心的な役割を果たしています。



公民館の目的

公民館の目的として、「公民館は、市町村その他一定区域内の住民のために、实际生活に即する教育、学術及び文化に関する各種の事業を行い、もって住民の教養の向上、健康の増進、情操の純化を図り、生活文化の振興、社会福祉の増進に寄与すること」が掲げられています。(社会教育法 第20条)

公民館の運営

公民館は、社会教育法に基づき、市町村の社会教育行政の一部に位置づけられています。2003年以降、地方自治法の一部改正により指定管理者制度ができ、公民館の管理・運営にも導入されています。

公民館における各種の事業の企画実施について調査審議する機関として、地域住民の保護者、教師などの学校教育や社会教育の関係者、学識経験者等をメンバーとする公民館運営審議会を設置することができます。

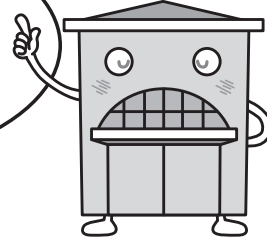
変化する社会と公民館の役割

学校・家庭・地域の連携を促進する

地域全体で学校教育を支援する体制づくりを行う「学校支援地域本部事業」や、放課後や週末に安全・安心な子どもの居場所づくりを行う「放課後子ども教室推進事業」などの取り組みが全国で行われています。

こうした取り組みでは、公民館の館長・職員が教育委員会や学校、地域ボランティアとの連絡調整を担い、保護者や地域住民が積極的に参画しています。

公民館は、
区分・地域によって
名称や機能が異なり、
活動内容もさまざまです。



公民館の創設

1946年に文部省（現在の文部科学省）が「公民館の設置運営について」を公布し、この文書を受けて全国各地の市町村で公民館が設置されました。

公民館は、戦後の荒廃し混乱した社会状況の中で、新しい日本を、それぞれの地域に暮らす人たちが自らの手で復興していくための拠点として誕生しました。

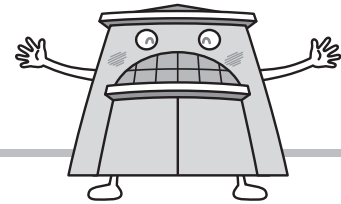
その後1949年に社会教育法が制定され、地域の社会教育機関としても位置付けられました。

公民館の職員

公民館には、館長、公民館主事などの職員が配置されています。公民館職員の主な職務は、次のとおりです。

- ・公民館が主催する社会教育事業の企画・実施
- ・個々の住民や住民のグループなどに対する情報提供や学習相談
- ・社会教育活動を行う団体に対する学習スペースの提供
- ・地域における住民同士、或いは団体同士の連携の促進などです。

公民館の職員になるには、市町村の職員（公務員）として採用される必要がありますが、指定管理者制度で運営される公民館職員の採用は、指定管理者が行います。



社会の要請に応える

公民館は、裁判員制度、地域防犯、消費者教育、防災教育など、民間では提供されにくい分野の講座開設や、地域において支援を必要としている方への対応など、関係機関・団体と連携・協力しつつ、地域の課題解決に向けた支援を行い、地域における「公共」を形成するための拠点となっています。

多くの公民館は、災害時の避難場所に指定されているため、避難所での暮らしを実際に体験することを目的として、宿泊型の訓練を実施している公民館もあります。

公民館の設置区分について

市町村が設置する公立の「公民館」のほかに、地域の町内会や自治会が管理・運営する「自治公民館」があります。地域住民の暮らしにより密着して自治会（町会）の活動や地域行事の活動拠点となる「自治公民館」を支援することは、公立の「公民館」の大事な役割です。

	公立公民館	自治公民館
組織	社会教育法に基づいて市町村が設置する社会教育機関	地域住民が自治的に運営する組織団体。(市町村によって条例に位置付ける場合と位置付けない場合がある)
管理運営	主に市町村教育委員会や管理団体が管理運営	・施設は主に各地区で管理 ・運営は地区住民により行っている(総会、役員会、町内会など)
職員	市町村教育委員会や管理団体の職員	専任職員はなし
事業と活動	<ul style="list-style-type: none"> ・各種学級講座の開設 ・生涯学習に関する事業 ・社会教育団体の育成 ・自治公民館への支援や協力 ・広報の発行 ・各種団体のお世話、お手伝い ・職員の資質向上研修 ・避難所の運営 ・住民や各団体への貸館 	(ある公民館の活動例※) ・交流による地域づくり 住民交流を目的とした年中行事、子どもや高齢者を対象とした行事、スポーツ大会など ・学ぶことから始まる地域づくり 講演会・学習会・教室、趣味やサークル活動 など ・快適な環境をつくる地域づくり ボランティア活動、公民館報の発行 など
経費	市町村や法人の予算。 一部の経費を住民が負担する場合もある	住民の負担(会費) 一部、市町村の補助

※「地域公民館活動の手引き」：佐久市中央公民館より

●公立の「公民館」の区分

① **中央公民館(本館)**
市町村の全域を対象とする、地区公民館同士の交流を図る、自治公民館役員の交流研修など、地区公民館では実施していないけれども公民館の運営にとって必要な事業を実施します。

② **地区公民館**
市町村の一定区域を対象区域として設置し、事業を行います。

●「自治公民館」の位置づけ

県内の市町村では、一般的に**自治公民館**のことを**分館**と言います。他には**町内公民館**(松本市)、**地域公民館**(長野市)のような呼称を使う場合もあります。市町村によって条例で**公民館**と位置付けている場合と、条例で位置づけずに社会教育法第42条の「**公民館類似組織**」に位置付けている場合があります。

公民館は幸せな暮らしを実現するための学びの場

公民館は、日本における社会教育機関の中心的な存在としてとらえることができます。学校教育が教師と生徒という、教える側と教わる側が固定化した関係であるのに対して、社会教育の場合は、あるときには教える側にある人が、別の時には学ぶ側となるような、教える側と学ぶ側が固定化されていないことが特徴です。

また社会教育法で「社会教育」は、学校教育と同様に「組織的な教育活動」と定義されていますが、この言葉をわかりやすく解釈してみると「人と人をつなぐ学び。学びの先に地域や社会で幸せな暮らしを実現することを見通した学び」ととらえることができます。

社会教育機関としての公民館は、設置する市町村ごとにいろいろな仕組みや活動があり、さらに一つの市町村の中でも地域によってその姿は多彩です。2015年度の社会教育調査では、全国の公民館数は14,171館で、このうち長野県は1,520館と最も多い設置数を誇ります。

長野県の公民館の特徴は、公民館事業の企画運営や財源まで住民の手による自治公民館の活動が盛んであることや、多くの公立公民館で、公民館報の編集など、公民館事業の企画や運営を住民自身が担う専門委員会制度を採用していることです。

このように住民自身が公民館事業を企てる側に立つ仕組みは、公民館草創期の姿を継承したものです。

例えば飯田市では、多くの地域住民が「公民館をする」という言葉遣いをしていますが、これは公民館を建物としてではなく、自分たちが企画運営する活動ととらえていることの表れであり、公民館が日常生活に当たり前にあるということを示した言葉です。地域やそこに暮らす人にとって公民館は、とても大切な場所として受け止められているというのではないのでしょうか。



長野県教育委員会
文化財・生涯学習課
企画幹 木下巨一さん

学びの概念

生涯学習

私の人生を豊かにする学び
趣味や知的欲求を満たす学びを含む

社会教育

人と人をつなぐ学び
学びの先に、地域や社会の幸せな暮らしを見通した学び

学校の教育課程として行われる教育活動を除き、主として青少年及び成人に対して行われる組織的な教育(社会教育法第2条)。

コミュニティスクール
地域学校協働活動
高校地域人教育

学校教育

家庭教育

